平成２１年（フ）第１２３１６号
東京都江東区白河４丁目３－１－903
債務者　岩瀬　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３１７号
東京都台東区谷中３丁目14－６－301
債務者　江原勝こと　姜　　成徹
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３２０号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目３－16－202
債務者　野村　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３２１号
東京都八王子市諏訪町1923－１－８－510
債務者　内田　邦彦
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３２２号
東京都台東区北上野１－５－３－607、住民票上の住所東京都青梅市河辺町８丁目１－18－102
債務者　田島　賢一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３２５号
千葉県柏市ひばりが丘10－13
債務者　飯塚　典子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３３０号
東京都町田市鶴間154－１－Ａ－１
債務者　長野　典子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３４０号
東京都調布市佐須町５丁目17－11－１
債務者　津秋　洋美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３４１号
東京都調布市佐須町５丁目17－11－１
債務者　津秋　伸之
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３４７号
東京都大田区蒲田５丁目９－13－409
債務者　後藤　雄一（旧姓進藤）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３５３号
埼玉県川口市芝西１丁目28－16－２
債務者　米倉　安治
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３５６号
東京都杉並区桃井１丁目５－10－105
債務者　吉岡　武大
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３６２号
東京都新宿区余丁町３－８－509
債務者　松田　大介
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４９号
神奈川県相模原市文京１丁目６番21号　文京ドミトリー101
債務者　大槻　順子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２７６号
神奈川県相模原市矢部１丁目10番16号　みくに荘102号室
債務者　藤本　浩美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部